

雇用関係助成金事務取扱手引（A 雇用給付金編）

- * 職業紹介事業者等が取り扱うことのできる「雇用関係助成金」は、「雇用給付金」と「再就職給付金」に分けられますが、この事務取扱手引は、職業紹介事業者等が下記1の「雇用給付金」の取扱いをする場合の手続きを定めたものです。

具体的には、下記2に該当する職業紹介事業者等が、3の同意条件について4によって同意手続きを行うことが必要です。
- * 「雇用給付金」の取扱いに係る具体的な手続きについては、別紙「雇用関係助成金の手続き（A 雇用給付金編）」によります。

1 雇用給付金の概要

「雇用給付金」は、就職困難な労働者を雇い入れる事業主に対して支給される各種助成金の総称です。

| 助成金の種類 | 助成金の名称 | 今回の制度改正状況 |
|--------|---|------------------|
| 雇用給付金 | 1 特定求職者雇用開発助成金 (特定就職困難者コース) | (改正あり) 要件及び様式の改正 |
| | 2 特定求職者雇用開発助成金 (生涯現役コース) | 廃止 |
| | 3 特定求職者雇用開発助成金 (被災者雇用開発コース) | 廃止 |
| | 4 特定求職者雇用開発助成金 (発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース) | (改正なし) |
| | 7 特定求職者雇用開発助成金 (就職氷河期世代安定雇用実現コース) | (改正なし) |
| | 8 特定求職者雇用開発助成金 (生活保護受給者等雇用開発コース) | (改正なし) |
| | 9 地域雇用開発助成金 (地域雇用開発コース) | (改正なし) |
| | 10 トライアル雇用助成金 (一般トライアルコース) | (改正あり) 要件及び様式の改正 |
| | 11 トライアル雇用助成金 (障害者トライアルコース・障害者短時間トライアルコース) | (改正なし) |
| | 12 トライアル雇用助成金 (新型コロナウィルス感染症対応トライアルコース・新型コロナウィルス感染症対応短時間トライアルコース) | 廃止 |

13 特定求職者雇用開発助成金
(成長分野等人材確保・育成コース)

(改正なし)

- ※ ()の名称は、一つの雇用関係助成金が複数のコースに分かれている場合の名称を意味します。
- ※ 5番及び6番は取扱終了につき欠番です。
- ※ これらの雇用関係助成金の支給機関は、すべて国（都道府県労働局）です。
- ※ 雇用関係助成金制度は、改正される場合がありますので御留意ください。
- ※ 「様式第〇号」は職業紹介事業者等が本手引によって同意手続きをとる際の様式、「例示様式第〇号」は職業紹介事業者等が事業主に対して証明等を行う際にこれを参考にして職業紹介事業者等が調製して事業主に交付すべき様式、「参考様式第〇号」は雇用関係助成金の支給申請に当たつて労働局が事業主に対して記載を求める様式であって職業紹介事業者等が承知しておくべき様式です。

2 雇用給付金を取り扱うことのできる職業紹介事業者等

雇用関係助成金（雇用給付金）の取扱いを行う職業紹介事業者等は、以下に該当していることが必要です。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

- ① 特定地方公共団体（職業安定法第29条第1項の規定により無料の職業紹介事業を行う地方公共団体）
- ② 有料職業紹介事業者（職業安定法第32条の3第1項に規定する有料職業紹介事業者）
- ③ 無料職業紹介事業者（職業安定法第33条第1項に基づく許可を受けた者、又は第33条の2第1項、第33条の3第1項その他法令の規定に基づく届出を行った者）
- ④ 無料船員職業紹介事業者（船員職業安定法第34条第1項に基づく許可を受けた者、又は船員職業安定法第40条第1項の規定に基づく届出を行った者）

(2) 職業紹介事業における業務の範囲に制限があり、取扱いを希望する雇用給付金の対象となり得る求職者を取り扱うことができない者でないこと。

(3) 下記3に定める同意条件に同意している者

3 同意条件

職業安定法第48条の規定に基づいて定められている「職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示等に関する適切に対処するための指針（平成11年労働省告示第141号。以下「指針」という。）」第5の8により、雇用関係助成金の支給に関する職業安定局長が定める条件に同意した職業紹介事業者は、当該同意した条件を遵守するものとされています。

なお、この指針に反する場合には、職業安定法第48条の2に基づく指導・助言、第48条の3に基づく改善命令の対象となる可能性があります。

(1) 雇用給付金又は再就職給付金を取り扱う場合に共通する条件

- ① 雇用関係助成金制度の適正な運用
 - ア 雇用関係助成金の支給に関し、虚偽の記載を行った書類の提出や発行など、自ら不正行為を行わないこと。
 - イ 事業主による雇用関係助成金の不正受給の帮助や教唆など、関係者の不正行為を助長しないこと。

ウ 雇用関係助成金の支給に関し、都道府県労働局、公共職業安定所（以下「労働局等」という。）の求めに応じて、必要な報告、文書の提出又は労働局等への出頭を行うこと。また、労働局等の職員が求めた場合には、その事業所内に立ち入らせ、質問に回答し、帳簿書類の検査を受けること。

エ 会計検査院による検査の際に労働局等に協力すること。

② 同意制度の適切な手続き

ア 当該職業紹介事業者等の利用者（今後利用する予定の者を含む。以下「利用者等」という。）から求めがあった場合に雇用給付金取扱事業者証を提示すること。

イ 同意書に係る事業所を追加する場合は、所定の書類を提出すること。

ウ 別添の同意書に係る事業所一覧から事業所を削除する場合又は同意を撤回する場合は、所定の書類をその1か月前までに提出すること。

エ 同意書の有効期限が満了した場合、職業紹介事業に関する許可が取り消された場合、事業の廃止命令があった場合若しくは事業を廃止した場合又は同意条件を適切に履行しないなど当該条件を満たさないことが明らかとなった場合は、雇用関係助成金の取扱いが無効となること。

また、無効となった場合又は雇用関係助成金の取扱いを自ら終了する場合は、速やかに雇用給付金取扱事業者証を返還するとともに、雇用関係助成金を受給しようとしている事業主に対して雇用関係助成金の取扱いができなくなった旨を周知してトラブルが発生しないようにすること。

(2) 雇用給付金を取り扱う場合の条件

- ① 事業主及び求職者に対して、取扱いを希望する雇用給付金制度の説明及び周知を行うこと。
- ② 雇用給付金の対象労働者をその紹介により就職させたときは、「雇用関係助成金の手続き（A 雇用給付金編）」に従い、定められた期限内に、書類の提出、証明書の発行等を行うこと。

4 雇用給付金を取り扱う際の同意手続

(1) 同意書の提出

- ① 雇用関係助成金の取扱いを希望する場合は、3の同意条件について同意した上で、事業主管轄労働局の長（以下「事業主管轄労働局長」という。）に同意書を提出してください。

ただし、無料の職業紹介事業及び無料の船員職業紹介事業を行う学校等は、その学校等ごとにその所在地を管轄するハローワーク（以下「施設管轄安定所」という。）に提出してください。

- ② 複数の事業所で雇用関係助成金の取扱いを行おうとする場合は、あらかじめ同意書に「同意書に係る事業所一覧」（様式第2号）を添付して事業主管轄労働局長に提出してください。

なお、複数の事業所で取り扱う雇用関係助成金の種類が異なる場合においては、同意書にその種類の組み合わせごとに、該当する事業所を記載した「同意書に係る事業所一覧」を添付して事業主管轄労働局長に提出してください。

- ③ 職業紹介事業者等の取り扱うことのできる雇用関係助成金の創設・改廃があった場合の取扱いは次によります。

ア 新たな雇用関係助成金が創設され、その取扱いを希望する場合、同意書（様式第1号A①）（※）（当該雇用関係助成金に係る部分に限る）を改めて提出することとなります。既に取り扱っている分については改めて同意書を提出する必要はありません。

（※）「同意書」の様式（様式第1号A①）は以下ホームページに掲載しています。

厚生労働省のホームページ「雇用関係助成金事務取扱手引・手続き関係様式等」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/index_00033.html

イ 既に取り扱っている雇用関係助成金について、名称や要件等に変更があった場合は、次によります。

（ア）職業紹介事業者等の事務処理に実質的に影響を与える場合においては、変更があった助成金の分について上記アによって追加の同意書の提出をすることとなります。

（イ）（ア）以外の場合においては、改めて同意書を提出する必要はなく、変更後の助成金についても同意が継続しているものとして取り扱われます。この場合、変更後の雇用関係助成金についても同意が継続している点を確認するため、労働局より「同意継続確認書」（様式第1号③）を送付するので、保存しておいてください。なお、助成金の名称や要件等の変更を契機に、当該助成金の取扱いを取りやめることとしたい場合は下記⑤によります。

また、職業紹介事業者等の事務処理に大きな変更がない場合であっても、助成金の要件自体に一部変更が加えられている場合は、当該助成金の内容を事業主に周知する際において、その新しい要件について適切に説明をいただくようお願いいたします。

ウ 現に取り扱っている雇用関係助成金が廃止となった場合、当該雇用関係助成金の取扱いはできなくなりますが、改めての手続きは不要です。

④ 職業紹介事業者等が、取り扱いを希望する雇用関係助成金を追加する場合、その追加分についてのみ、上記③アに準じて、同意書を提出することになります。

⑤ 雇用給付金取扱事業者証の有効期間満了後も引き続き雇用関係助成金の取扱いを希望する場合は、有効期間が満了する日までに、同意書を再度提出してください。提出先は上記①に準じます。

（2）雇用給付金取扱事業者証の有効期間

許可を受けた有料・無料職業紹介事業者は、許可の満了する日までの期間内で希望する期間が有効期間となります。

また、特定地方公共団体、届出を行った無料職業紹介事業者及び許可を受けた又は届出を行った無料船員職業紹介事業者は、有効期間を定めません。

（注）ただし、許可の取消し、事業の廃止命令又は事業の廃止があった時点で効力は失われます。

（3）同意書受理通知書及び雇用給付金取扱事業者証の交付

同意書の提出先の事業主管管轄労働局（学校等の場合は施設管轄安定所）から「同意書受理通知書（A 雇用給付金）」（様式第1号 A②）と雇用給付金取扱事業者証が（同意書に同意書に係る事業所一覧が添付されている場合は、当該一覧に記載されている事業所の分の雇用給付金取扱事業者証をまとめて）交付されます。

なお、雇用給付金についての標識は緑色の標識です。

(4) 雇用給付金の対象労働者としての職業紹介

同意書を提出後、利用者等を雇用給付金の対象労働者として職業紹介を行うことが可能となるのは、雇用給付金取扱事業者証が交付された日以降となります。

(5) 雇用給付金取扱事業者証の提示

利用者等から求めがあった場合は雇用給付金取扱事業者証又はその写しを提示してください。

また、標識について利用者等から問い合わせがあった場合は、制度の変更についてご案内をお願いします。

本改正については、以下ホームページに掲載しています。

厚生労働省のホームページ「雇用関係助成金を取り扱う職業紹介事業者等」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kouyou_roudou/kouyou/kyufukin/joseijigousya.html

(6) 同意書に係る事業所に追加又は削除等がある場合の手続

- ① 雇用関係助成金の取扱事業所を追加する場合は、事業主管轄労働局に「雇用関係助成金の取扱いに係る同意書変更書」（以下「変更書」という。）（様式第3号①）を提出してください。
- ② 複数の取扱事業所のうち、取扱いを終了する事業所がある場合は、取扱いを終了する1か月前までに事業主管轄労働局に「変更書」を提出してください。
- ③ ①又は②のほか、事業主の名称、主たる事務所の所在地、事業所番号、厚生労働大臣許可番号又は国土交通大臣許可番号及び同意書の別添の同意書に係る事業所一覧の記載事項に変更がある場合は、事業主管轄労働局に変更書を提出してください。
- ④ ①から③のいずれの場合も、変更書に関する事業所が一事業所である場合、又は同じ都道府県内に複数の事業所が所在する場合は、当該事業所の所在地を管轄する労働局（以下「事業所管轄労働局」という。）に提出することができます。
- ⑤ 変更書を提出した後、事業主管轄労働局（④の場合は事業所管轄労働局）から、「雇用関係助成金の取扱いに係る同意書変更書受理通知書」が交付されます。（①の場合は、併せて雇用給付金取扱事業者証も交付されます。）

(7) 雇用関係助成金の取扱いを自ら終了する場合の手続

- ① 職業紹介事業者等が、これまで同意書を提出して取り扱ってきた雇用関係助成金の全部又は一部について、有効期間の途中で自ら終了しようとする場合は、終了する1か月前までに事業主管轄労働局（学校等の場合は施設管轄安定所）に「同意撤回書」（様式第4号①）を提出してください。
- ② 取扱いを取りやめる範囲に応じて同意撤回書の提出のほか次による手続きを行ってください。
 - ア これまで取り扱ってきた雇用関係助成金の全部の取扱いを取りやめる場合、雇用給付金取扱事業者証を返還してください。
 - イ これまで取り扱ってきた雇用関係助成金のうち、雇用給付金又は再就職給付金のいずれかに属する助成金のすべての取扱いを取りやめる場合は、該当する取扱事業者証を返還してください。

(8) 同意条件を満たさない場合の手続き

- ① ③の同意条件は、職業紹介事業者等が雇用関係助成金の取扱いを行うために同意しているものであるため、適切に履行しないなど同意条件を満たさないことが明らかとなった場合は、雇用関係助成金の取り扱うことのできる基準を満たしていないことになり、当該職業紹介事業者等は雇用関係助成金の取扱いを行うことができず雇用給付金取扱事業者証が無効となります。
- ② 事業主管管轄労働局又は施設管轄労働局においては、同意書を提出して雇用関係助成金を取り扱っている職業紹介事業者等が、同意条件を満たしているかどうかについて、さまざまな方法によって、確認を行いますが、その中で同意条件を満たしていないことが疑われる場合、次のように取り扱います。
- ア 事業主管管轄労働局又は施設管轄労働局は、当該職業紹介事業者等に対して、資料の提出・報告、事情聴取、立入検査などを行い事実関係を把握します。
- イ その上で、同意条件を満たさないことが明らかとなった場合、事業主管管轄労働局長又は施設管轄労働局長は、当該職業紹介事業者等に対して期限を区切って文書により是正を求めます。
(ただし労働者又は事業主の保護のために緊急性を要する場合や、雇用関係助成金の不正受給に関与していることが疑われる場合は直ちに是正を求めます。)
- ウ 期限までに是正されない場合、当該職業紹介事業者等の雇用関係助成金の取扱いについて終了するものとし、事業主管管轄労働局長又は施設管轄労働局長は、該当する助成金及び終了期間を明らかにした上で、当該職業紹介事業者等に対して文書によりその旨を通知するとともに、必要に応じて、雇用給付金取扱事業者証の速やかな返還を求めます。
- エ 雇用関係助成金の取扱いが終了となった職業紹介事業者等が取り扱った雇用関係助成金については、支給要件に該当しないため不支給となります。
このため、事業主とのトラブル防止のために、当該職業紹介事業者等の名称等を厚生労働省ホームページ等で公表します。
- オ 雇用関係助成金の取扱いが終了となった職業紹介事業者等は、終了の原因となつた事由が改善され、事業主管管轄労働局長又は施設管轄労働局長が雇用関係助成金の取扱いが適正に行われるものと認めた場合に限り、改めて同意書の提出を行うことができます。

(9) 雇用給付金取扱事業者証の返還

次のいずれかに該当する場合は、事業主管管轄労働局（学校等の場合は施設管轄安定所）に、雇用給付金取扱事業者証（取扱事業所が複数ある場合は全ての雇用給付金取扱事業者証）を返還していただきます。

- ① 「雇用給付金取扱事業者証」の有効期限が満了した場合 ((2)関係)
- ② 職業紹介事業に関する許可が取り消された場合、職業紹介事業の廃止命令があった場合又は職業紹介事業を廃止した場合 ((2)注関係)
- ③ 職業紹介事業者等が、取扱いの対象となる雇用関係助成金の制度変更等に伴い、当該雇用関係助成金の対象となり得る求職者を取り扱うことができなくなった場合
- ④ 事業主管管轄労働局長又は施設管轄労働局長より、雇用関係助成金の取扱いについて終了とする通知があった場合 ((8)(2)ウ関係)

(10) 各様式の取扱い

- ① 同意書等の様式（様式第1号～第4号）が必要な場合、厚生労働省ホームページを確認するか労働局に申し出てください。なお、助成金の新設や改正等があった場合は労働局から通知します。
- ② 雇用給付金に係る紹介証明書等については、例示様式第10号～第15号をコピーしたもの又はこれに準じて職業紹介事業者等が作成した様式（ただし例示様式の項目の全てを満たすことが必須であり、かつレイアウトも類似であることが望まれる。）を用いて所要の記入・証明を行い、それを支給申請しようとする事業主に対して交付してください。
- ③ 「特定求職者雇用開発助成金対象労働者雇入登録届」（参考様式1）については、必要な枚数を労働局から適宜配布しますので、これを用いて所要の記入・証明を行い、それをハローワークへ提出してください。

5 調査等の実施

雇用関係助成金の支給に関し、事業主管轄労働局長（学校等の場合は施設管轄労働局長）が必要と認めるときは、必要な報告、文書の提出を求めるとともに、労働局等への出頭を求めることがあります。

6 取扱い職業紹介事業者の周知等

- ① 雇用関係助成金を取り扱う職業紹介事業者等の名称や、当該事業者が取り扱う助成金の種類等については、厚生労働省ホームページに掲載します。
- ② このホームページに掲載された助成金の種類が、当該事業者が同意条件に同意して取り扱うことが可能な助成金の種類ですが、これが上記4の手続きの結果と異なっていると思われる場合は、事業主管轄労働局にお知らせください。

7 経過措置

令和5年3月31日以前に雇用関係助成金に関する取扱いを行う職業紹介事業者等である旨を示す職業安定局長が定める様式の標識（雇用給付金に係るもの）が交付されている場合は、当該標識を雇用給付金取扱事業者証とします。